

規約改定案

新旧対照表

改正前	改正（案）
(名称) 第1条 この会議は、三陸圏域洪水減災対策協議会(以下「協議会」と称する。)	(設置) 第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「三陸圏域大規模氾濫減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。
(目的) 第2条 本協議会は、平成28年8月台風第10号により岩泉町の小本川等において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。	(目的) 第2条 本協議会は、平成28年8月台風第10号により岩泉町の小本川等において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。
(協議会の対象河川)	(協議会の対象河川) 第3条 本協議会は、別表1に記載する河川を対象とする。
(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。	(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。
(協議会の実施事項) 第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。	(協議会の実施事項) 第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

<p>2 現状の水害リスク情報や取組状況の共有</p> <p>3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成</p> <p>4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ</p> <p>5 その他、洪水減災対策に関する必要な事項</p>	<p>2 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報や取組状況の共有</p> <p>3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成</p> <p>4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ</p> <p>5 その他、洪水減災対策に関する必要な事項</p>
<p>(幹事会)</p> <p>第5条 協議会の下に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。</p> <p>3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。</p> <p>5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第6条 協議会の下に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。</p> <p>3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。</p> <p>5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。</p>
<p>(会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができます。</p> <p>2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第7条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができます。</p> <p>2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p>
<p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にことができる。</p>	<p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にことができる。</p>

2 协議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。	2 协議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。
(事務局) 第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、岩手県県土整備部河川課が行う。	(事務局) 第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、岩手県県土整備部河川課が行う。
	(雑則) 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。
(附則) 本規約は、平成29年5月24日から施行する。	(附則) 本規約は、平成29年5月24日から施行する。 、平成30年 月 日改定

(別表1)

No	水系名	河川名	管轄
1	長部川	長部川	陸前高田市
2	気仙川	気仙川	住田町/陸前高田市
3	気仙川	川原川	陸前高田市
4	気仙川	矢作川	陸前高田市
5	気仙川	中平川	陸前高田市
6	気仙川	大股川	住田町
7	気仙川	小股川	住田町
8	気仙川	篠倉川	住田町
9	気仙川	新切川	住田町
10	気仙川	坂本川	住田町
11	気仙川	中沢川	住田町
12	浜田川	浜田川	陸前高田市
13	船河原川	船河原川	大船渡市
14	須崎川	須崎川	大船渡市
15	盛川	盛川	大船渡市
16	盛川	中井川	大船渡市
17	盛川	立根川	大船渡市
18	盛川	鷹生川	大船渡市
19	後の入川	後の入川	大船渡市
20	合足川	合足川	大船渡市

21	綾里川	綾里川	大船渡市
22	甫嶺川	甫嶺川	大船渡市
23	泊川	泊川	大船渡市
24	浦浜川	浦浜川	大船渡市
25	吉浜川	吉浜川	大船渡市
26	熊野川	熊野川	釜石市
27	片岸川	片岸川	釜石市
28	甲子川	甲子川	釜石市
29	甲子川	小川川	釜石市
30	甲子川	中川目川	釜石市
31	甲子川	北川目川	釜石市
32	水海川	水海川	釜石市
33	鵜住居川	鵜住居川	釜石市
34	鵜住居川	長内川	釜石市
35	鵜住居川	能舟木川	釜石市
36	鵜住居川	沢檜川	釜石市
37	小鎌川	小鎌川	大槌町
38	大槌川	大槌川	大槌町
39	織笠川	織笠川	山田町
40	織笠川	馬指野川	山田町
41	関口川	関口川	山田町
42	大沢川	大沢川	山田町

43	重茂川	重茂川	宮古市
44	津軽石川	津軽石川	山田町/宮古市
45	津軽石川	荒川川	山田町
46	八木沢川	八木沢川	宮古市
47	閉伊川	閉伊川	宮古市
48	閉伊川	山口川	宮古市
49	閉伊川	近内川	宮古市
50	閉伊川	長沢川	宮古市
51	閉伊川	飛沢川	宮古市
52	閉伊川	二又川	宮古市
53	閉伊川	刈屋川	宮古市
54	閉伊川	倉の沢川	宮古市
55	閉伊川	大沢川	宮古市
56	閉伊川	小国川	宮古市
57	閉伊川	薬師川	宮古市
58	閉伊川	鈴久名川	宮古市
59	閉伊川	夏屋川	宮古市
60	田代川	田代川	宮古市
61	田代川	神田川	宮古市
62	摂待川	摂待川	宮古市
63	小本川	小本川	岩泉町
64	小本川	清水川	岩泉町

65	小本川	大川	岩泉町
66	小本川	長内川	岩泉町
67	松前川	松前川	岩泉町/田野畠村
68	平井賀川	平井賀川	田野畠村
69	明戸川	明戸川	田野畠村
70	明戸川	川平川	田野畠村
71	普代川	普代川	田野畠村/普代村
72	普代川	茂市川	普代村
73	安家川	安家川	岩泉町/野田村
74	宇部川	宇部川	久慈市/野田村
75	宇部川	泉沢川	野田村
76	宇部川	明内川	野田村
77	宇部川	秋田川	野田村
78	宇部川	谷地中川	久慈市
79	玉の脇川	玉の脇川	久慈市
80	久慈川	久慈川	久慈市
81	久慈川	夏井川	久慈市
82	久慈川	鳥谷川	久慈市
83	久慈川	長内川	久慈市
84	久慈川	小屋畠川	久慈市
85	久慈川	大沢田川	久慈市
86	久慈川	川又川	久慈市

87	久慈川	沢川	久慈市
88	久慈川	田沢川	久慈市
89	久慈川	田子内川	久慈市
90	久慈川	戸呂町川	久慈市
91	久慈川	日野沢川	久慈市
92	久慈川	遠別川	久慈市
93	久慈川	二又川	久慈市
94	米田川	米田川	野田村
95	高家川	高家川	洋野町
96	高家川	オリバ川	洋野町
97	有家川	有家川	洋野町
98	有家川	大野川	洋野町
99	川尻川	川尻川	洋野町

(別表1)		(別表2)	
(構成員)	宮古市長 大船渡市長 久慈市長 陸前高田市長 釜石市長 住田町長 大槌町長 山田町長 岩泉町長 田野畠村長 普代村長 野田村長 洋野町長 気象庁 盛岡地方気象台長 岩手県 総務部長 岩手県 県土整備部長 岩手県 沿岸広域振興局土木部長 岩手県 沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター所長 岩手県 沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター副所長 岩手県 沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター所長 岩手県 県北広域振興局土木部長 (アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局 (事務局) 岩手県 県土整備部 河川課	(構成員)	宮古市長 大船渡市長 久慈市長 陸前高田市長 釜石市長 住田町長 大槌町長 山田町長 岩泉町長 田野畠村長 普代村長 野田村長 洋野町長 気象庁 盛岡地方気象台長 岩手県 総務部長 岩手県 県土整備部長 岩手県 沿岸広域振興局土木部長 岩手県 沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター所長 岩手県 沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター副所長 岩手県 沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター所長 岩手県 県北広域振興局土木部長 (アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局 (事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

(別表2)

(構成員) 宮古市	危機管理監 危機管理課長 都市整備部 建設課長
大船渡市	都市整備部 建設課長 総務部 防災管理室長
久慈市	総務部 消防防災課長
陸前高田市	防災局 防災課長
釜石市	危機管理監 防災危機管理課長
住田町	総務課長
大槌町	総務部 危機管理室長
山田町	総務課長
岩泉町	総務課長
田野畠村	総務課長
普代村	総務課長
野田村	総務課長 地域整備課長
洋野町	総務課長 水産商工課長
気象庁	盛岡地方気象台 防災管理官
岩手県	総務部 総合防災室 防災危機管理担当課長
岩手県	県土整備部 河川課 河川海岸担当課長
岩手県	沿岸広域振興局土木部 河川港湾課長
岩手県	沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター 河川港湾課長

(別表3)

(構成員) 宮古市	危機管理監 危機管理課長 都市整備部 建設課長
大船渡市	都市整備部 建設課長 総務部 防災管理室長
久慈市	総務部 消防防災課長
陸前高田市	防災局 防災課長
釜石市	危機管理監 防災危機管理課長
住田町	総務課長
大槌町	総務部 危機管理室長
山田町	総務課長
岩泉町	危機管理統括監
田野畠村	総務課長
普代村	総務課長
野田村	総務課長 地域整備課長
洋野町	総務課長 建設課長
気象庁	盛岡地方気象台 防災管理官
岩手県	総務部 総合防災室 防災危機管理担当課長
岩手県	県土整備部 河川課 河川海岸担当課長
岩手県	沿岸広域振興局土木部 河川港湾課長
岩手県	沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター 河川港湾課長

岩手県	沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター 河川港湾課長	岩手県	沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター 河川港湾課長
岩手県	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター 河川港湾課長	岩手県	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター 河川港湾課長
岩手県	県北広域振興局土木部 河川港湾課長	岩手県	県北広域振興局土木部 河川港湾課長
岩手県	県北広域振興局土木部 滝ダム管理事務所長	岩手県	県北広域振興局土木部 滝ダム管理事務所長
(事務局) 岩手県	国土整備部 河川課	(アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局 (事務局)	岩手県 國土整備部 河川課